

平成 30 年度

事業計画書

(自：平成 30 年 4 月 1 日 至：平成 31 年 3 月 31 日)

公益財団法人日本健康スポーツ連盟

事業計画書

自：平成30年 4月 1日
至：平成31年 3月31日

1. 事業活動の基本方針

2年数か月後の東京五輪開催に向けて今後ますます国民の健康やスポーツに対する意識が高まってくることが予想されます。

近年の日本人の平均寿命の伸びは著しく男性が約80歳、女性が約87歳に達しております。しかし、健康寿命との差が男性で約9歳以上、女性で約12歳以上もあり、最後まで自立可能な「健康寿命」を延伸することが健康で活力ある長寿社会を実現し、さらには医療費の削減に寄与するものと考えられます。

前年度に引き続き、当年度も健康・スポーツの普及振興に注力し国民の健康増進、体力づくりを支援する所存でございます。

そのための事業として①健康増進施設、②人材育成講習会、③健康・スポーツに係るイベントの3分野を充実し拡大させるとともに財政基盤の安定化を目指します。

スポーツ・運動を通して国民の健康づくりと活力づくりを幅広く展開するため、健康・スポーツや体力科学の専門家の協力を得て運動・栄養・休養の一体化や省庁間の健康施策の連携推進を通し、21世紀に生きる国民の活力ある肉体と豊かな精神を育み、気概に満ちた日本の構築に資することを事業活動の基本方針と致します。

2. 事業計画の概要

(1) 健康増進施設の充実拡大活動

厚生労働大臣認定健康増進施設の新規・更新調査は、健康増進施設のハード、ソフト、サービスの環境整備をすることにより、健康とスポーツの普及振興を図り国民の積極的な参加を促すことで活力ある生涯スポーツ社会の実現に貢献する。

健康増進施設調査の質の向上と効率化を図るとともに健康増進施設側のメリットを周知徹底し健康増進施設の拡大を推進するため下記の項目に力を入れる。西日本地区については、当法人の九州支部が主体となる。

① マル適マークの利用の促進を図る。

マーク利用施設へ、行政等の情報を発信する。

② 健康増進施設に対して最新の健康情報の提供や新規事業の企画を提案し、また成功事例等を紹介する。

- ③ 医療機関型の健康増進施設が増えているなか、指導者が地域の施設内での研修、実習等ができるようなシステムを検討する。
- ④ 健康増進施設や疾病予防運動施設に対するコンサルティングの実施。
健康増進施設や健康運動指導士と連携し、人材育成及びマネージメント、施設計画の支援を行う。
- ⑤ 健康増進施設の機能拡大に資するための関係情報の収集およびその提供を図り、クラブ参加型の健康スポーツイベントを企画する。
(健康日本 21 推進全国連絡協議会、(公財)日本レクリエーション協会、(一社)日本ウォーキング協会、ユニセフラブウォーク協議会等各団体と連携する。)

(2) 人材育成講習会

健康・スポーツの指導者には、安全で正しい運動法・健康法の指導はもとより、目的別のプログラムの提案と実施、また個人の能力や特性に応じたより専門的で高度な指導能力が求められる。

幼児から高齢者まで幅広い年齢層に対して正しく安全で安心できる健康・スポーツの指導者を養成し普及させることで国民の健康増進に寄与し健康で活力ある長寿社会の実現に貢献する。

このため、28年度から継続実施しているスポーツ振興くじ助成金を活用した「アステックラブモデル事業」を今年度も開催し、実施した施設に「アステックラブ」の導入を開始する。また、新規に同助成金を活用して「キャリアサポート事業」を開始するためにプログラム整備を行う。

(内容面の充実)

- i 「アステックラブ」を開始する施設に配布するための「指導マニュアル動画」を活用してスムーズな導入を実現する。
- ii 生涯スポーツ分野においては、加齢に伴う様々な問題に関心の高い参加者に的確に対応する資質が求められている。このため、加齢に伴う様々な問題を遠ざけるスポーツ指導に重点を置いたプログラムを開発する。
- iii 健康増進施設等に通う高齢者は、実際に運動能力に問題を抱える者が少なくない。そのような高齢者のスポーツ指導に係る専門的な知識・技能に重点をおいたプログラムを開発し、施設のニーズに応える人材の養成を目指す。

(制度面の整備)

生涯スポーツ指導員は、本連盟が創設した生涯スポーツトレーナー認定制度の第1段階に位置づけられる認定制度であるが、上記の通り、受講を希望する者のニーズに対応したコースを設定し、いずれの入り口からでも生涯スポーツトレーナーに認定されうるよう、制度を整備する。

(事業の充実)

「アステップクラブモデル事業」は、前年度四国地区で開催した後、2施設がトライアル実施に至っているが、この四国地区に加え、九州地区、中部近畿地区、関東地区、東北・北海道地区での実施を目指す。当事業では「アステップクラブ」の指導者を養成し修了者には「生涯スポーツ指導員(ウエルネス)」の資格を付与する。

また、「アステップクラブ」の導入先施設に対し施設利用者が会費や利用料を確定申告時の医療費控除の額に算入できる指定運動療法施設の取得を提案する計画である。

- ① 健康運動指導者の指導能力の向上と多様なニーズに対応できる知識と技術を身に付けさせるためのスキルアップ研修を全国的に実施する。最新の情報提供など継続的にサポートする。具体的には、フィットネスウオーキングインストラクターとして資格認定をする
- ② 「アステップクラブ」の認定施設で指導ができる「生涯スポーツ指導員(ウエルネス)」の資格を付与する。
- ③ 地方自治体や企業、健康保険組合に対し特定保健指導や健康スポーツイベントを実施する。生活習慣病の予防と改善、健康寿命の維持延伸に寄与し、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たす。
- ④ 品質レベルの高い食品や製品を推奨品・認定品として認定する。具体的には、トレーニング用品・用具・機器・食品・書籍等の健康増進に直接的、間接的に関連するすべての商品・製品及び設備を対象とし厳正な審査のうえ合格したものを当法人の推奨品・認定品として認定する。

(3) キャリアサポート事業の推進

- ① 前年度より開始したアスリートのセカンドキャリアのための「キャリアサポート事業」は、生涯スポーツ分野の指導者を目指すアスリートに適したテキストやDVDなど、後編を完成させて講習会を実施する。
- ② スポーツ振興センターに申請中であるが、申請が許可されれば、セカンドキャリアの実態調査を行い、調査結果を公表するとともに講習会事業にも活用する。

(4) イベント

スポーツ関連イベントは、老若男女誰でも一般の方が気軽に楽しく健康スポーツに参加できるプログラム構成とする。特定の競技人口の少ないプログラムはなるべく避ける。怪我や熱中症などを未然に防ぐためプログラムの計画段階から実施まで、常に専門家が関与し、運動、安全面に配慮し実施する。例年、秋口に集中していたイベントを気候の良い春から初夏にかけての実施を目指す。加えて、開催地域を従来の関東

地区、東北地区に加え、九州地区での実施を目指す。

3. 活動事業

(1) 健康増進施設の調査 〈公益目的事業〉

(定款第2章第4条第3号)

① 健康増進施設認定制度にもとづく調査事業

イ) 新規調査

時 期：平成30年4月～平成31年3月15日

施設数：15施設

ロ) 更新調査(継続)

時 期：平成30年4月～平成31年3月15日

施設数：20～25施設

(2) 人材育成講習会事業 〈公益目的事業〉

(定款第2章第4条第1号)

① 健康スポーツ指導者の資質向上のための講習会開催

- ・ フィットネス・ウォーキング・インストラクター資格認定講習会
フィットネス・ウォーキング・インストラクター(FWI)の講習会修了者に対して資格認定する。
- ・ フィットネス・ノルディック・ウォーキング指導者研修会
- ・ スポーツ振興くじ助成金を活用した指導者育成講習会(前記2(2)、(3)の事業を実施)
- ・ 介護予防、高齢者に係る運動、保健指導
- ・ 心肺蘇生法
- ・ スポーツ指導者のサプリメント
- ・ 新たに認知症予防のための指導者育成講習会の実施を目指す

② 受験対策講座

健康運動指導士のための受験対策のための模擬試験を実施する。

- ・ 平成30年度 模擬試験 200名

③ 健康スポーツセラピスト事業

健康スポーツ、競技スポーツの指導において、単に運動の指導だけではなく幅広い範囲の業務が求められている。それは運動指導の他に怪我の予防や回復、メンタルサポートなどである。運動指導の分野ではスポーツや運動の実技の指導とともにスポーツ医学的な知識も必要であり、怪我の予防や回復のためにはスポ

ーツ外傷・障害に対する知識と技術が求められる。更にメンタルな面でのサポートも非常に重要となってきている。

知識、技術において一定レベル以上の標準化された能力を持つ指導者を「健康スポーツセラピスト」として認定し、多くの国民の心身両面の健康の維持増進に寄与する。またスポーツ選手の競技能力の向上をサポートし、国際レベルの競技大会等において日本人が活躍することで、国民に誇りと喜び、夢と感動を与えるとともに国民のスポーツへの関心を高め、社会に活力を生み出すことを目的とする。

健康スポーツセラピスト資格指導者が資格を活用する場面として以下があげられる。

1. 高校や大学の運動部の選手の競技力向上、コンディショニング
2. フィットネスクラブの利用者の健康維持増進
3. 介護施設の被介護者の身体のケア
4. アマ、プロスポーツのトレーナー・知識検定試験の実施・リラクゼーション施設への協力

④ 特定保健指導事業及び地域活性化事業の推進

健康増進施設との連絡・協力体制を整える。単独施設においても特定保健事業の受け皿として機能できるシステムを構築し事業化を図る。

当法人の「講習会」を受講した指導者を中心に企業、健康保険組合、地方自治体で特定保健指導の指導を実施する。当年度はビルメンテナンス協会、清瀬市に対して実施する計画である。

特定保健指導は地域の一体感や活力を醸成するとともに生活習慣病の予防と改善、健康寿命の維持延伸に寄与し、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たす効果が期待される。

また、地方自治体と連携し、健康・スポーツを通して地域の活性化を図る。当年度は当法人の九州支部を設置し地域活性化事業を推進する。

⑤ 推奨品・認定品の認定

男女とも平均寿命が延びている一方で、生活習慣病が増加の一途をたどっている。老後も「元気でハツラツ長生き」を実現するためには自分の健康は自分で守るという考え方がとても重要である。生活習慣病の予防には、運動・栄養・休養の三つの柱が満たされている事が重要であり、生活習慣病は飲酒・喫煙、運動不足や栄養のアンバランスなどの長年の生活習慣や疲労の蓄積や精神的なストレスが素因となって起こされてくる病気である。

健康増進に直接的、間接的に関連するすべての商品・製品及び設備を対象とし、

食品衛生法等やその他関係法令に適合していることを前提として以下の基準で審査し、厳正な審査のうえ合格したものを当法人の推奨品として認定する。

1. 手軽に安全安心で効果的な運動に取り組める健康器具。
2. バランスのとれた食生活が困難な場合など不足した栄養成分を補給し健康を維持するための食品。
3. 疲労やストレスを和らげるための器具などの製品。

また、上記の1～3項の条件に追加して、特に国民の健康維持増進に効果があると認められた商品・製品及び設備については、厳正な審査のうえ合格したものを当法人の認定品とする。

推奨品及び認定品は、推奨品・認定品規定に基づき厳正な審査を行い、品質のレベルの高い商品・製品及び設備を推奨及び認定することで広く国民の健康の保持・増進に寄与する。推奨品及び認定品の認定料収益は公益事業の推進に活用する。

(3) イベント事業<収益事業>

(定款第2章第4条第6号)

健康保険組合及び企業の福利厚生のための健康スポーツイベントを協力実施する。関東と東北地域で実施していたイベント事業を当法人の九州支部での開催を目指す。

(4) 政府機関及び国内関連団体並びに国際関係機関との連絡<公益目的事業>

(定款第2章第4条第4号)

- ① 健康日本21推進全国連絡協議会への参加（継続）
会員として参画。
- ② 体力づくり国民会議への参加（継続）
関係団体として参加。
- ③ 生涯スポーツ・体力づくり全国会議への参加（継続）
関係団体として参加。
- ④ 公益財団法人健康・体力づくり事業財団賛助会員
- ⑤ 公益財団法人日本レクリエーション協会会員（領域団体）
- ⑥ 一般社団法人日本ウォーキング協会会員
- ⑦ 日本市民スポーツ連盟事業構成団体
- ⑧ 特定非営利活動法人日本健康運動指導士協会会員
- ⑨ 日本ユニセフラブウォーク協議会会員

⑩ その他次の各種団体との連携

- ・公益財団法人日本体育協会
- ・公益財団法人日本オリンピック委員会
- ・公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟
- ・公益財団法人日本プロスポーツ協会
- ・公益財団法人笹川スポーツ財団
- ・公益財団法人日本スポーツクラブ協会
- ・公益社団法人日本フィットネス協会
- ・一般社団法人日本スイミングクラブ協会
- ・一般社団法人日本フィットネス産業協会
- ・公益財団法人日本ボールルームダンス協会
- ・公益財団法人日本ユニセフ協会
- ・特定非営利活動法人日本ワールドゲームズ協会
- ・シニアソフトボールUSA（本部アメリカ・サクラメント市）その他

(5) 健康増進及び体力づくりに関するイベントの開催並びにイベントへの参加及び協力<公益目的事業>

(定款第2章第4条第6号)

- ① 健康日本21推進、地方・全国大会及び健やか生活習慣国民運動への協力（継続）
- ② 全国レクリエーション大会へ領域加盟団体として協力（継続）
- ③ 健康スローピッチソフトボールの普及・大会への協力（継続）
- ④ 高齢者の生涯にわたる健康・体力づくり、生きがいくくり、仲間づくりそして地域間交流を目的とした活動に協力（継続）

(6) 健康スポーツに関する広報活動<公益目的事業>

(定款第2章第4条第6号)

ホームページの運用。

ホームページでの健康スポーツの紹介や地域や団体が主催、実施している健康スポーツイベントの紹介する。

(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業<公益目的事業>

(定款第2章第4条第6号)

- ① 健保組合や自治体等からの講師派遣依頼等に対する健康増進施設への紹介（継続）
- ② その他

以上